

2016年11月11日

発刊

《自治体必携》《NPO 必読》

『改正介護保険推進のために ～総合事業移行への自治体とNPOの役割』

全 200 ページ

内 容

第 I 部 自治体と市民・NPO は、改正介護保険とどうつき合うか

- 1章 《自治体編》改正介護保険の狙い
- 2章 《市民編》市民(NPO)、自治会などの取り組み
- 3章 改正介護保険制度 何がどう変わったか?

第 II 部 2025 年からの地域包括ケアシステムの構築に向けて

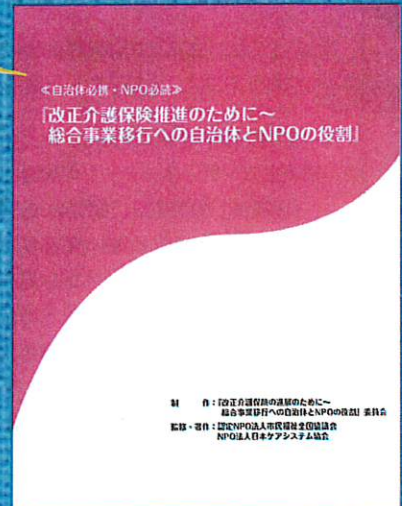
- 1章 NPO 法人は次期医療・介護保険改定にどう向き合うか?
～今後の介護保険に、どう対応すればよいか、
事業者としての戦略をどう立てるべきか?～

2章 4 団体活動事例

- ・NPO 法人グループたすけあいエプロン(栃木県高根沢町)
- ・認定 NPO 法人じゃんけんぽん(群馬県高崎市)
- ・NPO 法人介護サービスさくら(愛知県名古屋市)
- ・NPO 法人ゆいの会(愛知県知多市)

- 3章 全国 11 団体アンケート 自分たちは、改正介護保険にどう対処したいか?

第 III 部 資料編



1 冊 1852 円+税=2000 円

10 冊以上のお申し込みは 1 冊 1800 円

50 冊以上のお申し込みは 1 冊 1700 円

100 冊以上のお申し込みは 1 冊 1600 円

(別途送料をご負担いただきます)

『改正介護保険の進展のために～

総合事業移行への自治体とNPOの役割』編集委員会

監修・著作 認定 NPO 法人市民福祉団体全国協議会
NPO 法人日本ケアシステム協会

<送信先>

FAX 03-6809-1093

認定 NPO 法人市民福祉団体全国協議会

購入申込書

『改正介護保険推進のために～
総合事業移行への自治体とNPOの役割』

冊

Fax でお申込みください。
発送時に請求書を同封さ
せていただきます

団体名			担当者	
住 所	〒			
連 絡 先	TEL	Fax		
Mailアドレス				
通 信 欄				

<お問い合わせ>

認定NPO法人 市民福祉団体全国協議会
東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館4F

TEL : 03-6809-1091 Fax : 03-6809-1093

Mail : info@seniornet.ne.jp URL : http://www.seniornet.ne.jp

『改正介護保険推進のために～
総合事業移行への自治体とNPOの役割』より一部紹介

8 ページ

2 改正介護保険は自治体が主役

1) 改正で何が問われているか？

改正介護保険の骨子は、大きくは2つです。

- 1つは、生活支援体制整備事業
- もう1つは、介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」）

生活支援体制整備事業は、改正介護保険を推進するための体制で、主要な事項は「協議体」と「生活支援コーディネーター」の設置と運営です。

「協議体」の設置は、類似の連絡会や懇談会がある中で、新しく設置することに疑問をもつ自治体もありますが、これは絶対に必要です。

今回の改正は制度の抜本的な見直しであり、ことに地域の社会的資源のフル活用が必要なこと、また、足りないサービスをつくる場合には、既存の地域組織の世話にならなければならないからです。

ですから既存組織である自治会、婦人会、民生・児童委員連絡会、老人クラブ、社会福祉協議会（「社協」）、地域包括支援センター、シルバー人材センターはもとより、ボランティア団体やNPOなどの比較的新しい団体にも参加を求める必要があります。

10 ページ

3) 自治体の役割

「革命的」改革（辻哲夫 元厚労省事務次官）

「住民を巻き込まないと成り立たない」（田中滋 慶應義塾大学名誉教授）

今回の介護保険制度の改革は「革命的」なものであり、また、「住民を巻き込まないと成り立たない」ともいわれています。

これまでの給付だと、国がつくった仕組みによるサービスを自治体が事業者を通じて実施するというものです。その「給付」が軽度者に限って、すべて自治体責任の地域支援事業に振り替えられたということは、自治体の責任でサービスをつくり、実施しなければならないということです。それも、事業者に介護報酬を支払ってサービスするのではなく、住民・市民のボランティアなエネルギーを活用してサービスを創出するということです。自治体からすれば、はしごを外された状態で「あとはご自由に」と言われているようなものです。

82 ページ

5 高崎市とのアドバイザー契約～役割は第2層づくりに向けて

高崎市からの委託で、アドバイザーとして、第2層をつくることを進めています。

第1層の生活支援コーディネーターは、目崎（当法人職員）と高橋（他NPO職員）の2人が委嘱されていますが、第1層の協議体はまだつくっていません。この2人は、事前打ち合わせから勉強会や方向性、協議体の中身などについて市の担当者、安心センター職員、市社協と協働して動いている状況です。